

現行の『日本の重要湿地 500』の見直しの概要

1. 背景

年代	重要湿地関連	その他の自然環境行政
1970		<ul style="list-style-type: none"> ▼ 環境庁発足 (1971) ○ 自然環境保全法制定 (1972) ▼ 自然環境保全基礎調査開始 (1973) ラムサール条約発効 (1975)
1980		○ ワシントン条約、ラムサール条約に加盟 (1980)
1990		<ul style="list-style-type: none"> ○ 種の保存法制定 (1992) ▼ 生物多様性国家戦略策定 (1995) ○ 環境影響評価法制定 (1997) ラムサール条約第 7 回締約国会議 (1999)
	『日本の重要湿地 500』 公表 (2002)	ラムサール条約湿地：13 箇所 (2002)
2000	自然再生可能性調査 (2009)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自然再生推進法制定、自然公園法・鳥獣保護法改正 (2002) ▼ 新・生物多様性国家戦略策定 (2002) ▼ モニタリングサイト 1000 開始 (2003) ○ 外来生物法制定 (2004) ▼ 第三次生物多様性国家戦略策定 (2007) ○ 生物多様性基本法制定 (2008)
2010	見直しの開始 (2013～)	<ul style="list-style-type: none"> ▼ 生物多様性国家戦略 2010 策定 ○ 生物多様性地域連携促進法制定 (2010) ▼ 生物多様性国家戦略 2012-2020 策定 ラムサール条約湿地：現在、46 箇所

- 法律関係：『日本の重要湿地 500』の公表後に「自然公園法」などの改正や、「外来生物法」が新たに施行されるなど、自然環境行政に進展がみられる。とりわけ、**近年、「生物多様性の確保」が重視されている。**
- ▼ 調査・国家戦略関係：公表後に、新・生物多様性国家戦略が策定され、現在、第 5 次となる「生物多様性国家戦略 2012-2020」において、基本戦略のひとつに、**「科学的基盤を強化し、政策に結びつける」が明記された。**
- ラムサール条約関係：ラムサール条約湿地が公表時点から大幅に増加するなど、**湿地保全の重要性が一般に認識されつつある。**

2. 成果

- ラムサール条約湿地（及び潜在候補地）選定の基礎資料となっているほか、保護区設定時や、開発案件における保全上の配慮を促す基礎資料とされている
- 『第7回自然環境保全基礎調査』の藻場調査や干潟調査などの調査が、重要湿地500の選定湿地で実施された
- 地域での保全・再生の取組を促す契機
（具体例：No.318「宮島」に関する記事が、中国新聞など地域紙でしばしば掲載）
- 自然再生推進法に基づく自然再生の取組においても、『日本の重要湿地500』に選定されている地域での取組が進められており、貴重な生態系の保全・再生を意識した取組を実施している

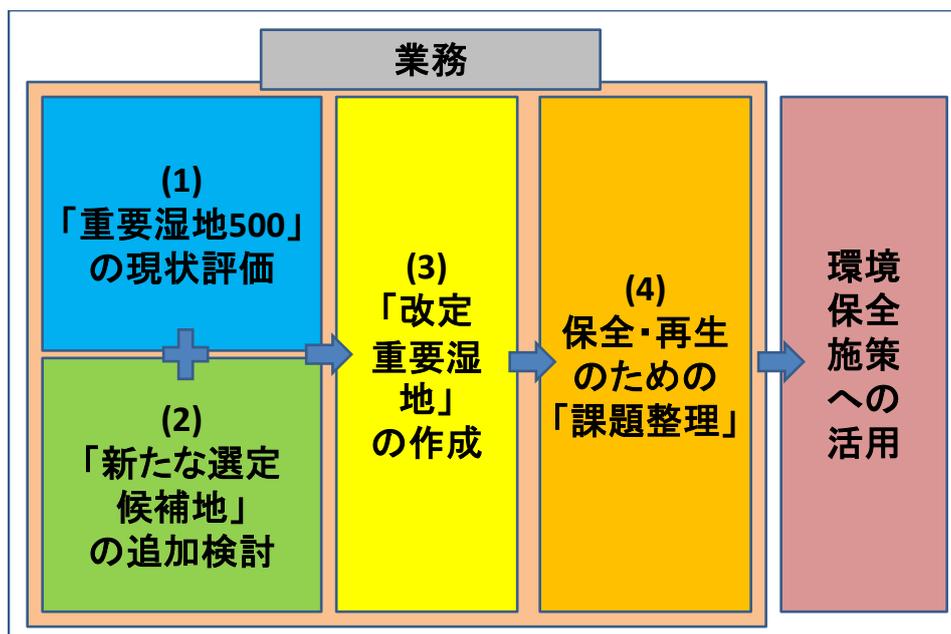
3. 課題

- (1) 現状が不明な湿地が多く、調査体制の構築が必要
- (2) 湿地劣化の要因は多様化しているため、各々の湿地毎に劣化の要因を分析することが必要
- (3) 『日本の重要湿地500』が認知されていない地域があり、現状の把握や湿地保全の取組に温度差があることから、県、市町村を中心に認知度を高める工夫が必要
- (4) 湿地の位置図情報が十分ではないため、各湿地の範囲の明確化が必要
- (5) 湿地の保全・再生をより一層促進するため、ラムサール条約湿地登録のほか、生物多様性基本法や自然再生推進法など自然環境保全に関する制度・施策との連携強化を図ることが必要



- 現状把握や新たな知見が得られた湿地についての情報は、専門家だけでなく、地方自治体等の協力を得て実施中
- 収集した情報に基づき、劣化要因を分析
- 今回の見直しを機に、各地域における「重要湿地」の 認知度を向上させ、地域とともに情報を積み重ねていく 手法を検討
- 位置図情報については、新規選定湿地を中心に随時収集 していく予定
- 個々の湿地の情報については、他制度と連携を図りやすくなるように「現状カルテ」を整理

4. 業務内容



4つの取組と作業フロー

(1) 「重要湿地 500」の現状評価

- 平成 13 年度の『日本の重要湿地 500』の選定基準を採用
(ただし、作業の初期段階で基準を確認し、必要に応じて見直しを行う)
[→資料 1-4]
- 湿地の現況を「現状カルテ」に整理
(このカルテ一式を用いて委員に意見聴取を行い、各湿地の現状分析を行う)
[→資料 2-1、2-2]

(2) 「新たな選定候補地」の追加検討

- 平成 13 年度に、重要湿地の選定から漏れていた保全上重要な湿地を抽出
(現在把握している新たな選定候補地は、300 程度)

(3) 「改定重要湿地」の作成

検討会での検討を踏まえ、日本の湿地の現状を考慮した「改定重要湿地」を作成
(見直し案は、都道府県にも照会する予定)

(4) 保全・再生のための「課題整理」

- 劣化要因を「日本の生物多様性の 4 つの危機」などの類型化で、現状分析
- 分析結果に基づく、保全・再生のための課題抽出

以上